

## 【政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会】

### (1) 審議概観

第157回国会において、本委員会に付託された法律案は、衆議院提出（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長）1件であり、可決された。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

#### 〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第2号）は、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において、候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等が、総務大臣に届け出た国政に関する重要政策等を記載したパンフレット等を、選挙運動のために頒布することができることとするものである。

委員会においては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長高橋一郎君から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して、新法の施行状況を踏まえ、両議院の選挙制度の相違等実施上の問題点を検討することにより、今回の改正趣旨が更に進展するよう、見直しを含め必要な措置を講ずるものとする旨の附帯決議が付されている。

### (2) 委員会経過

#### ○平成15年9月26日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

#### ○平成15年10月8日（水）（第2回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第2号）（衆議院提出）について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長高橋一郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第2号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

### (3) 成立議案の要旨・附帯決議

#### 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第2号）

##### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

##### 1 パンフレット又は書籍の頒布

- (1) 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においては、候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等は、その本部において直接発行するパンフレット又は書籍で国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したもの又はこれらの要旨等を記載したものとして総務大臣に届け出たそれぞれ一種類のパンフレット又は書籍を、選挙運動のために頒布（散布を除く。）することができるものとする。
- (2) (1)のパンフレット又は書籍は、次に掲げる方法によらなければ、頒布することができないものとする。
  - イ 当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党演説会若しくは政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
  - ロ 当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等に所属する公職の候補者等の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
- (3) (1)のパンフレット又は書籍には、当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の代表者を除き、その所属する公職の候補者等の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することができないものとする。
- (4) (1)のパンフレット及び書籍には、その表紙に、当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の名称、頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所並びに(1)のパンフレット又は書籍である旨を表示する記号を記載しなければならないものとする。

##### 2 罰則

候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等が1に違反してパンフレット又は書籍を頒布したときは、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処するものとする。

##### 3 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行するものとする。
- (2) この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙から適用する。

##### 【附帯決議】

本案は、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において、政党が、国政に関する重要政策等を記載したパンフレット等を、選挙運動のために頒布することができることとするにより、各政党が、いわゆる「政権公約」を国民に提示し、国政選挙がより一

層政策に基づく政権選択の選挙となるようにしようとするものである。

本委員会としては、新法の施行状況を踏まえ、両議院の選挙制度の相違等実施上の問題点を検討することにより、今回の改正趣旨が更に進展するよう、見直しを含め必要な措置を講ずるものとする。

右、決議する。

#### (4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

| 番号 | 件名               | 提出者<br>(提出月日)  | 予備<br>送付     | 本院<br>への<br>提出 | 参議院          |                          |                     | 衆議院       |           |                    |
|----|------------------|--|--------------|----------------|--------------|--------------------------|---------------------|-----------|-----------|--------------------|
|    |                  |  |              |                | 委員会<br>付託    | 委員会<br>議決                | 本会議<br>議決           | 委員会<br>付託 | 委員会<br>議決 | 本会議<br>議決          |
| 2  | 公職選挙法の一部を改正する法律案 | 政治倫理の確立及び<br>公職選挙法改正に関<br>する特別委員長<br>高橋 一郎君<br>(15. 10. 3) | 15.<br>10. 3 | 15.<br>10. 3   | 15.<br>10. 6 | 15.<br>10. 8<br>可決<br>附帯 | 15.<br>10. 10<br>可決 |           |           | 15.<br>10. 3<br>可決 |

(注) 附帯：附帯決議